都県災害対策本部への参画等について

資料9

【都県への依頼事項】

■ 大規模災害の発生により、都県の災害対策本部が設置された際には、災害廃棄物処理を担務する環境省も何らかの形で本部会議に加えていただきたい。

■ 平時の防災訓練に環境省もお呼びいただきたい。

- いざ発災した時に、正確な知事の問題意識や県の災害対応の全体像を踏まえ、都県環境部局とともに課題に的確かつ迅速に対応できる体制を構築できるようにするため。
- 一日も早い被災住民の生活再建のため、国交省や自衛隊をはじめとする関係各機関と都県単位での結束・連携できるようにするため。
  （道路啓開と同時に収集運搬を始められるような態勢の確立など）
- 日頃から、ともに訓練することで、環境省・地方環境事務所とも顔の見える関係を築いておき、非常時において初動から迅速に結束・連携できるようにするため。
- なお、「令和3年度総合防災訓練大綱」の原案の検討に当たっても、地方公共団体等における防災訓練に「災害廃棄物の処理体制の確保に関する訓練」を位置づけるべく環境省として政府内で働きかけているところ。

令和4～5年中の全都道府県へのヨコ展開 完了を目指して調整させていただきたい。
都県環境部局が窓口にならない場合は、担当部局とご担当を紹介いただきたい。

関東地方環境事務所（窓口担当） 総務課 丸山、資源循環課 半田